

# Babyぽけっと訪問報告書

～民間あっせんによる特別養子縁組～

---

訪問日：2025年10月9日

関西学院大学法学部 山口亮子ゼミ

松本万穂 高桑慶乃 坂田梨音 古殿拓生 廣津佳純 今井遥

村上奈奈美 宮本理央 難波太介 本瓦綾音 野間光我 國分美月 中川真悠子

# はじめに

- 2025年10月9日（木）、私たち山口亮子ゼミ 4 回生11名は、フィールドワークとして茨城県の特設非営利活動法人「NPO Babyぽけっと」を訪問した。当日は、スタッフの方への質疑応答を中心に、母子シェルターなどの施設も見学した。
- 本報告書では、当日の活動内容や学んだ点を整理するとともに、特別養子縁組制度そのものへの理解促進、さらに「Babyぽけっと」の活動に対する認知向上を目的としている。

「Babyぽけっと」のホームページはこちら <https://babypocket.net/>

# 目次

0. 養子縁組について
1. 特別養子縁組について（概要・成立件数・背景）
2. 判例
3. 民間あっせん団体と児童相談所の違い
4. 真実告知
5. 「Babyぽけっと」について
6. 現地で学んだ「Babyぽけっと」の特徴
7. 受講生の意見・感想

# 0. 養子縁組について

- 養子縁組：養親と養子との間に法律上の親子関係を作り出す制度
- 養子縁組は（1）普通養子縁組と（2）特別養子縁組の2つに分けられる

「Babyぽけっと」は  
特別養子縁組に特化  
した団体

## （1）普通養子縁組

実親との親子関係を残したまま、養親と法律上の親子関係を新たに作る制度

★養子は実親と養親の両方に法的親子関係を持つ。ただし、親権は養親が持つ。

## （2）特別養子縁組

実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度  
（昭和62年に創設）

★養子は養親との間にのみ法的親子関係を持つ。

# 1. 特別養子縁組とは ～成立背景～

- なぜ、普通養子縁組制度とは別に特別養子縁組制度が創設されたのか



制度創設の契機となったのは「**菊田医師事件**」

菊田医師事件とは、1973(昭和48年)に宮城県で産婦人科医院を開業していた菊田医師が、望まない妊娠により生まれた子を、養親に実子としてあっせんしていたことを自ら告白し、法整備の必要性を訴えた事件

【実親の子としてあっせんしていた理由】

普通養子縁組制度では、実親の戸籍に出生した事実が残ることとなる。しかし、当時の女性にとって、戸籍に出生した事実が残ってしまうことは社会的・心理的不安となっていた。

## ★特別養子縁組のメリット

- ・ **子どもの戸籍に実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男（長女）」と記載**
- ・ **実親の戸籍に「子を出生した事実」が残らない**

こども家庭庁『普通養子縁組と特別養子縁組について』

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f33696fb-1ccf-416e-9eff-0724df1bab11/dd15fe97/20230401\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_tokubetsu-youshi-engumi\\_01.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f33696fb-1ccf-416e-9eff-0724df1bab11/dd15fe97/20230401_policies_shakaiteki-yougo_tokubetsu-youshi-engumi_01.pdf)

# 特別養子縁組について

## 《特別養子縁組の目的》

さまざまな理由で実親と暮らすことができない子どもに新たな養親子関係を築き、  
温かい家庭環境の中でその健全な養育を図ること

- 特別養子縁組は、**家庭裁判所の審判**によって成立する
- 縁組が成立すると、それまでの親子関係はなくなり、**養親子は原則として離縁をすることができない**



唯一で強固な親子関係を築くのが特別養子縁組の特徴

# 4つの成立要件

「特別養子縁組」の成立には、以下のような4つの要件を満たした上で、父母による養子となる子の監護が著しく困難又は不適當であること等の事情がある場合において、**子の利益のため特に必要があると家庭裁判所に認められる必要がある。**

## ①実親の同意

養子となる**子の父母（実父母）の同意**が必要。

ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる子の利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となる。

## ②養親の年齢

養親となるには配偶者のいる方（夫婦）でなければならない。夫婦共同で縁組をすること。

**養親となる方は25歳以上でなければならない。**ただし、養親となる夫婦の一方が25歳以上である場合、もう一方は20歳以上であれば養親となることができる。

### ③養子の年齢

養子になる子の年齢は、養親が家庭裁判所に審判を請求する時に**15歳未満**である必要がある。ただし、子が15歳に達する前から養親に監護されていた場合には、子が18歳に達する前までは、審判を請求することができる。

特別養子縁組が成立するときまでに18歳に達した者も養子となることができない（同815条の5第1項、2項）

養子となる者が15歳に達している場合はその者の同意が必要（同条第3項）

### ④半年間の監護

縁組成立のためには、養親が養子となる子を6ヵ月以上監護していることが必要。そのため、縁組成立前に子と一緒に暮らして、その監護状況等を考慮して、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定することになる。（817条の8第1項）

# 法改正（令和2年4月）

- ・ 特別養子縁組については、児童養護施設に入所中の児童に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和する法改正（民法、家事事件手続法及び児童福祉法）がなされ、令和2年4月1日より施行

## 《改正のポイント》

### ①養子の対象年齢の拡大

（改正前）原則、6歳未満

（改正後）原則、15歳未満

### ★特別養子縁組成立には2つの審査がある

【審査1】実親子関係を切る

→改正で児童相談所が申立をできるようになった

（理由）実親と養親が対立しないようにするため

【審査2】養親子関係を成立させる

### ②家庭裁判所の手続の合理化・養親候補者の負担軽減

（改正前）必ず養親候補者が審判の申立をしなければならない

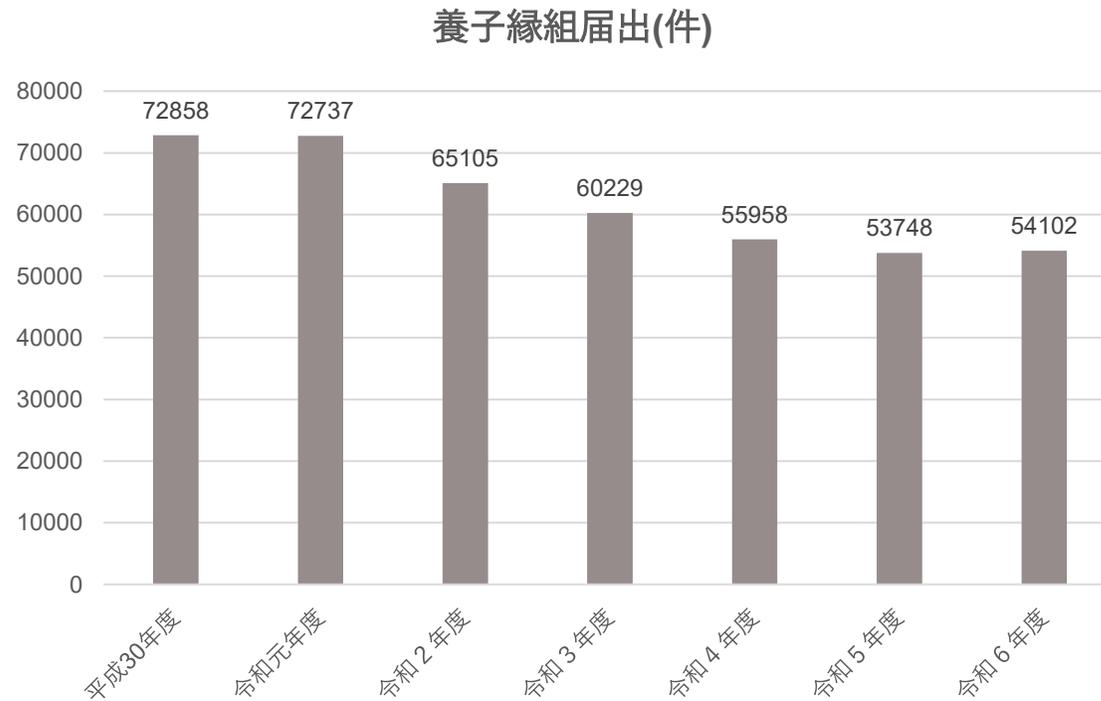
（改正後）手続きの一部については、児童相談所長が申立することができる など



改正により、特別養子縁組がより利用しやすくなった

# 普通養子縁組と特別養子縁組の近年の 双方の成立件数

※近年の数値をグラフ化



戸籍統計より

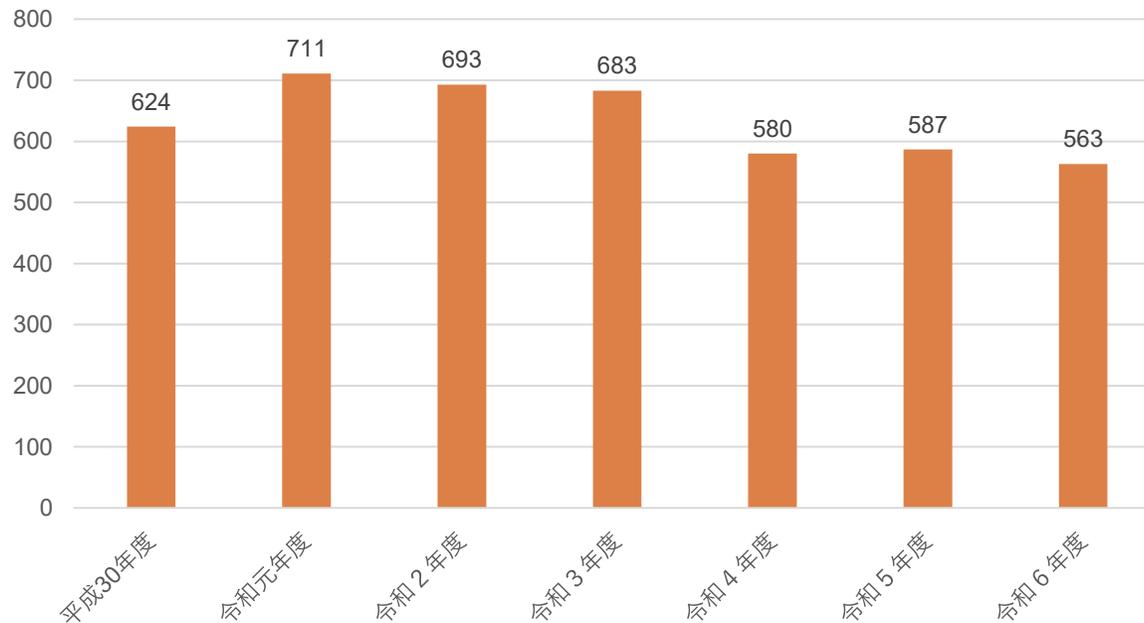
養子縁組件数は緩やかに減少傾向

- 成年養子の減少？
- 相続税法の改正が原因？
- 過度の節税目的は難しく

# 普通養子縁組と特別養子縁組の近年の 双方の成立件数

※近年の数値をグラフ化

特別養子縁組成立件数(件)



令和2年に民法改正  
→特別養子縁組の対象年齢は  
「6歳未満」から「15歳未満」  
へと引き上げられた  
→制度利用の機会が拡大か

令和3年度以降から減少

# 特別養子縁組が必要とされる背景

## ①子どもの最善の利益を保障するセーフティネット

- ・ 中絶や児童虐待から子どもを守る

- ・ 望まぬ妊娠をした女性に中絶以外の選択肢を与える

- ・ 交際相手(16歳)が出産した新生児の遺体を自宅に隠した少年(17)の事件  
新生児遺体隠した疑い 出産した16歳と少年逮捕 千葉北署  
千葉日報 (2018年4月26日)

- ・ 静岡市の女子大生(20)が乳児遺体遺棄  
乳児遺体を遺棄した疑い 女子大生逮捕、静岡 産経ニュース. (2018年8月18日)

# 特別養子縁組が必要とされる背景

②施設養護に代わる手段として、親権の移転を伴う安定した養育環境を提供する

施設よりも養父母の元で育てられると乳幼児の発育に良い影響を与えるという研究報告もある。

★養子縁組は今後の日本の施設養護に代わる今後の社会的養護の手段として着目されている

# 特別養子縁組の困難な点

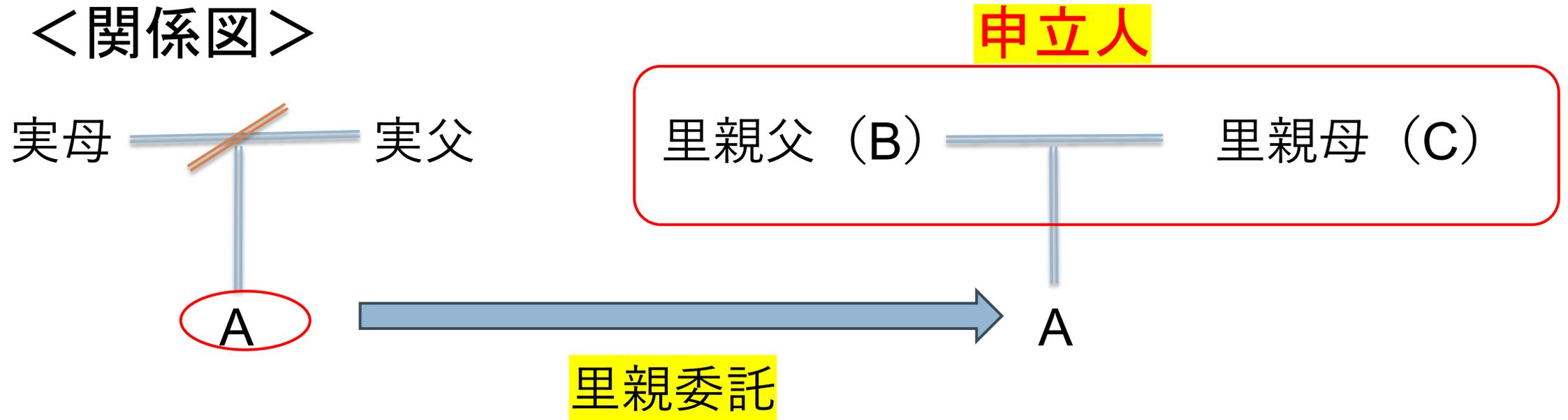
- 認知度が低い
- 実親の同意要件のハードル
- 行政からの補助金がない。民間事業者のあっせんに必要な実費を養親が全額負担している
- 養親に課される要件が厳しく、養親希望者が増えない
- 障害児の特別養子縁組

## 2. 判例

# —特別養子適格の確認申立事件—

(令和3年2月26日名古屋家庭裁判所)

<関係図>



# 事実概要

実母は実父と離婚後、未成年者Aを出産し、出生後、児童相談所にAの施設入所について相談した。これを受けて、児童相談所は里親委託の準備を開始し、里親登録していたBおよびCをAの里親として受け入れた。現在に至るまで、BおよびCはAを養育している。BおよびCはAとの特別養子縁組を求めたが、実母が同意している一方で、**実父が同意していないため**、本件申立てに至った。

年	出来事
平成29年4月17日	実父母が婚姻届を提出
平成29年（同年）	実父母が離婚
平成29年（同年・翌日）	実母がA（未成年者）を出産
平成29年（同年）	実父が刑事被疑事件で逮捕・勾留
平成29年7月頃	実母が児童相談所に赴き、出生後のAの施設入所について相談
平成29年（同年）	Aが児童相談所に入所
平成29年（同年）	児童相談所が、実母の同意の下、里親委託の準備を開始
平成31年2月頃	B、C（申立人ら）が児童相談所に里親登録
令和元年11月30日	B、CがAの里親委託を受ける
令和2年9月1日	特別養子縁組同意書により、実母がAとB、Cたちとの特別養子縁組に同意
令和3年2月26日	名古屋家庭裁判所において本件裁判
令和5年	実父が出所予定

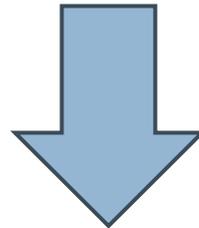
# 本件における児童相談所の関わり

令和元年の民法改正により、**特別養子縁組成立のための手続きは2段階で実施**

①実親との親子関係を終了させる事が適正かどうかを児童相談所長または里親が家裁に申し立てる。

②特別養子縁組を成立させる事ができるかを里親が家裁に申し立てる。（スライド9参照）

➡**公的機関である児童相談所が参加人として介入できるようになり、特別養子縁組が利用しやすくなった**



本件では、

第一段階の申し立てを里親夫婦が行っているが、

児童相談所は、**参加人として調査報告書の提出を行い、特別養子縁組成立をサポート**

➡**実父に関する養育状況や虐待通告を受けた事、祖父母がAの育児の協力を断っている事等、**

**実父にAを養育する能力や真摯性が欠けている事を証明**

# 争点

## 民法第817条の6（父母の同意）の解釈

→同条ただし書きにいう「養子となる者の利益を著しく害する事由」が認められるかどうか

### 3. 民間あっせん児童相談所で生じる「見えにくい不公平」

実父母が特別養子縁組に同意しない、あるいは一度は同意すると言っていたにも関わらず途中で撤回した場合、

・ 養親が児童相談所を利用している場合、

➡児童相談所は、家庭裁判所に申し立てを行う権限を持つ。裁判所は子どもの福祉を基準に、実父母の同意に代わる判断が可能。 司法の判断で是正できる仕組み

・ 民間あっせん団体を利用している場合、

➡民間事業者や養親には、家庭裁判所へ申し立てを行う権限がない。実父母の同意が得られない、あるいは同意が撤回された時点で、手続きは完全に停止。救済の手段がない。また、子どもにとっても不安定な状況に置かれることになる。

★どの窓口を通じたかという制度上の違いによって生じる問題。同じ特別養子縁組でありながら、児童相談所を通じた場合には司法的な調整が可能で、民間を通じた場合には実父母の同意に全てが左右されるという不均衡が存在する。

# 判旨

裁判所は、本件特別養子縁組について、実父の同意は不要であるとして、抗告人らの申し立ては**認容**

## < 判断理由 >

### ① 養育能力の欠如

└ 親権・養育関与なし、妊娠中の実母に対するDV、出所年数より現実的に養育関与は不可能、過去の養育放棄・虐待歴

### ② 養育意思の欠如

└ 祖父母協力主張に具体性なし、祖父母との関係が良好でない、**児童相談所による調査を拒否**、生活基盤が不透明

## 民間あっせん団体ができる前の背景

- 日本では、家庭での養育が困難な児童の約9割が施設で生活
- 家庭的養育の重要性は認識されていた  
→施設養護が中心の状況が続いていた
- 実親による養育が難しい場合でも
- →家庭に近い環境
- →継続的に育てること

これらが児童の健全な成長に不可欠と考えられていた

# 民間あっせん団体を定める法律と目的

- 平成28年法律第110号  
「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」

## 目的

- 民間の養子縁組あっせん事業を適正に管理
- 児童の利益を最優先に守ること

# 児童相談所と民間斡旋団体の違い

## ①費用面

### 児童相談所

公的機関のため費用は原則無料

→養親、実親共に経済的負担が少ない

### 民間あっせん団体

実親は費用不要、養親は相談・手続き・サポートにかかる一定の費用が必要

→団体によって金額に差はある

# 児童相談所と民間斡旋団体の違い

## ② 手続面 (実親)

### 児童相談所

実親と面談を経て、実親が子を育てることができない意思を慎重に確認したのち、児相の立ち合いのもとで正式な同意書を作成する等、法律・行政基準に沿って進行。

### 民間あっせん団体

妊娠、出産の相談に乗り、妊婦検診や申請書類作成の手続き、産前産後のサポート等手厚く個別支援を行う。民間あっせん団体ごとのポリシーに沿って臨機応変に対応。

# 児童相談所と民間斡旋団体の違い

## ② 手続面（養親）

### 児童相談所

養親の特別養子縁組申し込み～受託まで法律・行政基準の審査に沿って進行  
養親確定までの審査が慎重であり、時間を要する

### 民間あっせん団体

養親の特別養子縁組申し込み～受託まで民間あっせん団体ごとの基準に沿って進行。

条件や団体の理念に理解のある養親を面接を通じて選択する。

# Babyぽけっとが養親を選定する際の審査条件

- ・ 職業、収入、経歴は必ず聞くこと
- ・ 45歳以上は養親にはなれないこと
- ・ 審査を通して子供が20歳になるまで養親が働いているかどうか。
- ・ 夫婦のどちらかが一定期間育児に専念できる経済力であるか。
- ・ 喫煙習慣がないか。
- ・ 性別、発達障害有無等の希望は受け入れないこと

★実親は養親の条件をリクエストすることが可能(子の利益の為)

# 養子縁組が成立しづらい理由

- 令和4年度養子縁組実態調査結果（民間あっせん機関）と令和4年度養子縁組実態調査結果（児童相談所）のどちらでも養子縁組が成立している確率は約50%ほどになっている
- 民間（181/327）
- 児童相談所（231/428）

# 特別養子縁組に関する調査結果について〈平成28年12月9日〉（厚生労働）

- 特別養子縁組成立までに生じた困難は、**実親の同意を得る際に218件（23.7%）**の事案で何らかの困難が生じており、最も多かった。
- その他の段階（養親候補者に打診する際、養親候補者の養育期間中、養親が申立てを行う時点）においても、それぞれ10～15%程度の事案で何らかの困難が生じていた

# 養親の審査方法について

小 明

## 養子縁組申し込みから受託まで

※Babyほけつとでは待機通知後、平均6か月以内に該当が出ます。95%が新生児です。

※育児研修の講義3日間・実習3日間は新法で義務付けられています

※児童相談所は全国自治体（都道府県）に209箇所（2016年）設置され、全てが下記に当てはまるものではありません



※児相では養子縁組前提の新生児の委託は数が少ないのが現状です。障害の有無を確認後、2歳児以降の委託が多いようです。

# 民間あっせん団体の手続き方法（Babyぽけっと）

## ・ 養親



### ・ メリット

実親は費用掛からず、妊婦、子両方手厚いサポートを受けることができる

### ・ デメリット

知らない人は助けることができない。新生児がメイン。

## 4. 真実告知とは

真実告知とは、「私はあなたを生んでいないこと。生んでくれた人にはいろいろな事情があって、あなたを育てることができないこと。私たちはあなたを育てることを心から望んでいること。あなたは私たちにとって大事な存在であること」を子どもに伝え、生い立ちをともに受け止めていくこと。

→ 事実をすべて話すことが真実告知ではない

# 真実告知の必要性

- ・ 子どもの出自を知る権利

## 【子どもの権利条約第7条】

児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、**できる限りその父母を知り**かつその父母によって養育される権利を有する。

→ **自分の出自を知ることはすべての子どもが持っている権利**

- ・ 良好な親子関係のため

→ 隠し通すことは不可能。隠されてきたことへの不信感から親子関係が悪化してしまう可能性も。また、養親ではなく他人から不意に真実告知をされると一気に親子関係が崩れてしまう

# いつ、どのように真実告知するか

## 【いつ】

- ・できるだけ早い時期(遅くとも小学校を卒業する前)
- ・親子関係の良い状態のとき

## 【どのように】

- ・一度きりではなく日常的に(一度で全部言わない)
- ・ネガティブな理由を強調しない
- ・「子どもをどれだけ大切に思っているか」をきちんと伝える

Babyぽけっとでは、真実告知を必ずするようにしており3歳くらいの時にする人が多い。なかには、来た日(言葉がわからないとき)から伝える人も。真実告知により、「自分は周りと違う」と思わせないように、養子縁組の家族をテーマにした絵本を読み聞かせしたり、交流会(すずらん会)に子どもと参加するなどしている

# 子の出自を知る権利と実親のプライバシー

「子どもの出自を知る権利」と「実親のプライバシー」が対立する場合がある

実親が自身の情報の非公開を希望する場合

「望まない妊娠」「DVや虐待等」「精神的負担」など  
様々な理由により、実親は自分の情報を非公開とすることがある

# 子の出自を知る権利と実親のプライバシー

Babyぽけっとでは、養親養子の希望があったとしても、実親の意思を尊重して、公開や実親の説得をしない

→実親は子どもを手放して、自立に向けて努力しているため、実親の意思を優先しているとのこと

# 子の出自を知る権利と実親のプライバシー

法律上、民間あっせん団体は、  
実親が同意していない情報は一切提供してはいけない。

ただ、実親の個人情報のうち、  
「**実親の障害・健康状態・既往歴**」は、子どもの生命・健康にかかわる情報とされ、実親の同意がなくとも養子養親に提供可能

→実親の健康などは、提供可能。ただし、養子に出した理由などはわからない

# 子の出自を知る権利と実親のプライバシー

○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

## 第三十四条

2 民間あっせん機関は、養親希望者等に対し、養子縁組のあっせんに係る児童の父母に関する情報（当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。）として内閣府令で定めるものを提供してはならない。

→内閣府令で定められているもの以外は、公開できない

○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則

第十七条 法第三十四条第一項の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。

一 児童の監護の状況に関する情報

二 児童の心身の健康に関する情報

2 法第三十四条第二項の内閣府令で定めるものは、児童の父母の同意がない情報（前項各号に掲げる情報を除く。）とする。

→「監護の状況」「心身の健康」とは、実親の障害・健康状態・既往歴は、子どもの生命・健康にかかわる情報されている

# 子の出自を知る権利と実親のプライバシー

「あっせんにかかわった機関名」や「養子縁組の相談の経緯、委託理由」については養子本人の情報であるともいえるため、実親の同意がないことを理由に一律で開示されないとするのは、子どもにとっての不利益があまりに大きい

→縁組の経緯などは、養子本人の情報であるため、開示しないことは、子どもの不利益ではないか？

# 子の出自を知る権利

特別養子縁組後の養子の方対象に行われたアンケート

○自分の出自について、知りたいと思ったことがあるか？

→自分の出自情報を得ようと思った経験 **73.7%**

○自分の出自情報を得ようと試みた場合に希望する情報を得られたか？

→一部得ることが出来た：**83.3%**、全く得ることが出来なかった：**16.7%**

→多くの人が満足いく情報を得ることができていない

理由

①情報があつたが提供してもらえなかった

②生みの親が開示しようとしなない、拒否したと聞いている

# 子の出自を知る権利

日本では、法律・制度上の問題により、子が自分の情報を得ることが困難な状況になっている

①戸籍上、「法律の親子関係」がなくなるので、実親との戸籍からも外れる

→戸籍から外れることでたどりずらくなる

# 子の出自を知る権利

- ②子の出自を知る権利が国内法に明記されていない  
→日本では、権利を明確に定めた法律も体制も整っていない

# 子の出自を知る権利

## ③記録の管理主体や保存期間の不統一

○児童相談所では、養子縁組が成立したケースは、児童記録票を作成し、永年保存が義務づけられている

→ここには、実親の名前、住所、面談記録、家庭背景などが記録されている

→ただ、この**児童記録票は原則本人や第三者に開示されない**

# 子の出自を知る権利

## ③記録の管理主体や保存期間の不統一

○養子縁組確定までは、様々な機関が関与する。  
(児童相談所、民間団体、裁判所、裁判所、医療機関など)  
これら各機関が管理するあらゆる記録が情報源としては重要  
→ただ、各機関が管理する記録の**保存期間が一律でない**

○また、民間あっせん団体が廃業する際は、全ての帳簿を都道府県知事または他の民間あっせん団体に**引き継がなければならない。**  
が、引継ぎが不十分なまま、**廃業してしまうケースがある**

# 真実告知に関する私見

○真実告知には、単に血縁関係の有無を伝えるだけでなく、なぜ実親が養子縁組という選択に至ったのかという背景や経緯も、本来は含まれるべきだと考える。しかし現行制度では、実親が情報提供を拒否した場合、養子は原則としてそれ以上の情報を得ることができない。

さらに日本では、出自に関する情報の保存期間や保存方法が団体ごとに異なり、児童相談所、民間あっせん機関、家庭裁判所など、複数の機関に分散して管理されている。

→実親が情報を隠していなくても、養子が必要な情報にたどり着くこと自体が非常に困難であるという問題がある

# 真実告知に関する私見

- 養子が「知りたい」と思ったときに、出自に関する情報を適切に集め、提供できる法制度や仕組みを整備する必要がある

一方で、多くの実親は、経済的困難、家庭内暴力、望まない妊娠など、社会的弱者や被害者の立場に置かれている場合が少なくない。その安全や尊厳を守ることは、人権上不可欠であり、単に「秘密を守るため」という理由で軽視されるべきではない。

→実親の氏名や居住地などの個人が特定される情報は伏せたまま、「家庭背景」や「養子縁組に至った経緯」などを匿名化して保存・提供する仕組みを整える

→実親のプライバシーや安全性を確保しつつ、養子が自らの出自を理解するために重要な情報を知ることが可能になる

# 真実告知に関する私見

- 特別養子縁組における真実告知は、個々の家庭に委ねる問題にとどまらず、子の出自を知る権利と実親の人権を両立させる制度設計として捉え直されるべきである。
- そして、養子が必要なときに自らの人生の手がかりを得られる社会を実現するために、法制度の整備が求められていると考える

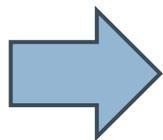
## 5. 「Babyぽけっと」について

Babyぽけっとは、予期せぬ妊娠や経済的な理由などにより出産しても子どもを育てることができないが生まれてくる子供には温かい家庭の中で幸せになってほしいという「実親」の願いと、赤ちゃんを授かりたいと不妊治療などの努力をしても子どもが授からず、どうしても夫婦で子どもを育てたいという「養親」の願いを実現していくサポートと養子縁組の仲介・あっせん事業を行うNPO法人である。

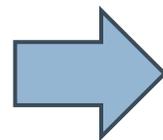
# 養子縁組成立までの流れ

出産後、実親の手で養育できない新生児を、Babyぽけっとが持つ養親希望者の中から、養親にふさわしいと思われる夫婦（養親候補者）を選定し、6カ月の試験養育を終えたのち、家庭裁判所の決定を受けて、養親となる。

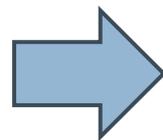
実親からの相談



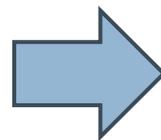
実親の出産



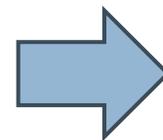
養親候補者の決定



6カ月の試験養育期間



家庭裁判所の決定



特別養子縁組成立

# Babyぽけっとが提示する養親の条件

1. 子どもとの年齢差が45歳までの夫婦
2. 婚姻歴が3年以上ある夫婦
3. 夫婦仲が良い夫婦
4. 心身ともに健康である夫婦
5. 生活が安定している夫婦
6. 実親と子どもに対する寛容さを持つ夫婦
7. ご夫婦のどちらかが一定期間育児に専念できる環境の夫婦

→Babyぽけっとでは、夫婦のうちどちらか一方が、2年間養育に専念できるだけの経済的余裕があることが養親となる条件。年収の金額など明確な基準はなし

# Babyぽけっとの取り組み

- ①養親へのサポート
- ②実親へのサポート

# ①養親へのサポート

Babyぽけっとでは、養親が安心して養子を育てられるよう縁組前後で様々な支援を行っている

## 1. 予備軍研修会/講義3日間・実習3日間(養育開始前)

小児医学(講義)・育児指導(実習)など、養育開始前に行う

## 2. 養親家族の交流会(すずらん会)

「東日本」と「西日本」に分けて1年に一度、Babyぽけっとを通して縁組をした養親家族が集まる会がある。  
この会の中で、養子縁組をしたからこそその悩みや先輩養親からの体験談を聞ける  
→養子同士の交流会もある

## 3. 真実告知シンポジウム

真実告知に関する悩みや葛藤の共有や先輩の経験談を聞くことができる

# Babyぽけっとが行う真実告知のサポート

- 年に1回、真実告知シンポジウムを開催
- Babyぽけっとは子供の出自を知る権利を重視しており、真実告知は必ず行うようにと養親に指導している。
- 周囲から本人に伝えられる前に養親から伝える（真実を隠しながら、生活をしていた場合に親以外の人から養子である事を知らされた時、親子の信頼関係がいきなり崩れてしまう。そのようなことがないように小さいころから少しずつ真実告知をしていくよう指導している。）
- 既に真実告知を行った家族の体験談（告知の意義、方法、タイミング）や様々な専門家を招いて基調講演を実施
- 告知を避けた場合に起こりうる心理的・関係的リスクの説明（体験談）

→これから告知を控えている人たちには先輩方の体験を参考に自分たちの告知について考える貴重な機会となる

「代わりに告知する存在」ではなく、養親が主体的に、適切な形で告知できるよう支える役割

# Babyぽけっとが選ばれる理由

交流会が盛んに行われており、ヨコの繋がりが強い（地域エリアごとにブロック制）

困ったことがあればブロック長を通じて本部に報告され、問題解決に向けての支援を行う。

養子縁組家庭は、社会的に少数派である。

→養子縁組家庭がつながっていることで身近同じ立場の家庭がいる環境が重要

養親家族同士、悩みを相談しやすく、孤立しない。

各ブロック内交流会実績	
北海道ブロック (北海道)	2回
東北・信越ブロック (青森・秋田・岩手・宮城・山形・新潟・長野)	9回
北陸ブロック (石川・富山・福井)	2回
関東ブロック (茨城・栃木・群馬・福島)	6回
千葉ブロック (千葉)	1回
埼玉ブロック (埼玉)	10回
東京ブロック (東京)	5回
神奈川ブロック (神奈川)	12回
中部ブロック (静岡・愛知・岐阜・三重)	10回
関西ブロック (京都・大阪・滋賀・和歌山・兵庫・奈良)	10回
中国・四国ブロック (香川・徳島・愛媛・高知・岡山・広島・島根・鳥取・山口)	1回
九州・沖縄ブロック (福岡・佐賀・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄)	0回

## ②実親へのサポート

想定外の妊娠が、女性の生活や人生にとって危機的であるか。

選択肢：産む/産まない・誰が育てるか（自分一人・パートナーと・親と・乳児院等社会的養護に一時期託す・養子縁組等）

未成年への対応

思いがけない妊娠に悩む妊婦さんを対象にBabyぽけっとでは、安心して安全に出産ができるように、様々な支援体制を整えている。

## ②実親へのサポート

妊娠・養育困難の場合に利用できる行政の主な保護・支援制度

出産への経済的支援や制度	入院助産（低所得で入院出産できない妊産婦に指定病院で出産したときの費用を助成：児童福祉法）、出産育児一時金の貸付制度（出産後に支払われる出産育児一時金を出産前に貸付：健康保険法）、直接支払制度（出産育児一時金を健康保険組合から医療機関に直接支払うことにより、多額の出産費用を用意しなくてすむ制度）
児童の社会的養護	社会的養護（里親委託、養子線組、母子生活支援施設、乳児院等：児童福祉法）、ショートステイ・トワイライトステイ（自治体の児童福祉・子育て支援事業で、宿泊を伴う預かり制度、小学校卒業まで：児童福祉法に基づく児童短期入所生活援助事業、夜間養護事業）、親族里親（低所得等の条件あり：児童福祉法）
夫人保護制度	婦人保護施設（DV被害者などの要保護女性、売春のおそれがある女子を保護する施設、現在は生活困窮も対象と通知：配者、力防止法および
ひとり親や経済的困窮者に対する福祉制度	ひとり親支援（主要なものとして、ひとり親への児童扶養手当：児童扶養手当法）、母子生活支援施設（母子が施設に住まいながら就労支援などを受ける施設：児童福祉法）、生活扶助（生活に困窮する人が自治体から生活扶助、医療扶助などの生活の扶助を受ける：生活保護法）、生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会が主体となる公的な貸付制度、低所得者に生活に必要な資金の貸付をする制度、保証人や利子の有無は費目による：社会福祉法に基づく第一種社会福祉事

## ②実親へのサポート

Babyぽけっとの主なサポート

### 1. 母子シェルター

→Babyぽけっとスタッフが常駐し、DVやストーカーなどから避難してきた妊婦さんが出産まで安心して過ごせるように母子の生活場所を用意(生活費等はBabyぽけっとが負担)

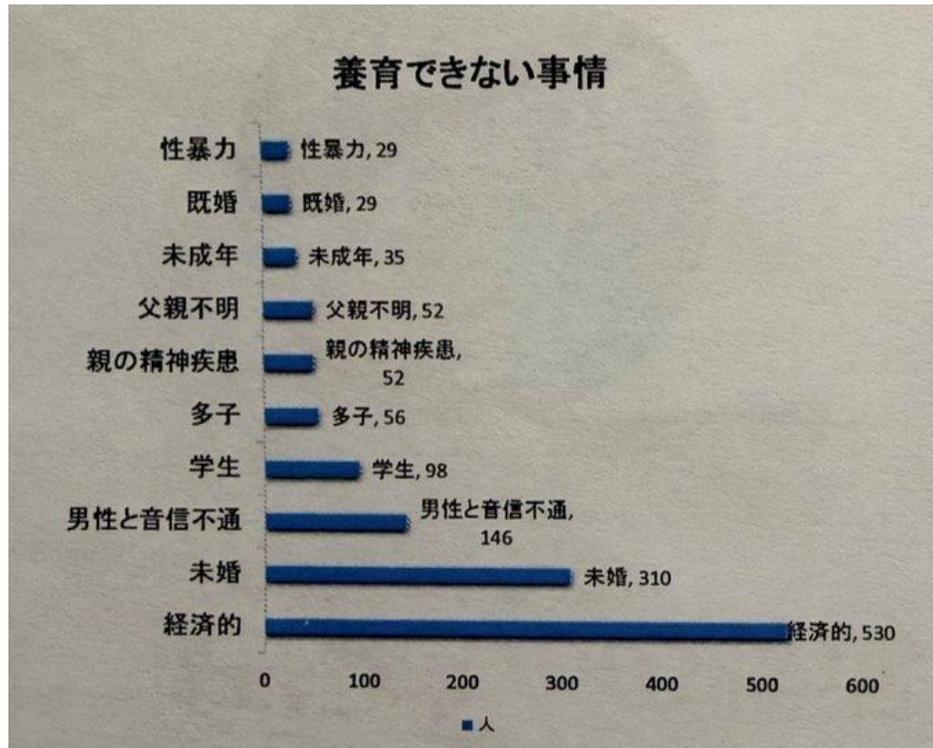
### 2. 協力病院や地元の病院での「出産のお手伝い」

→妊婦検診、母子手帳の取得など

### 3. 出産後の特別養子縁組に向けた手続(提出書類の作成、裁判等)のお手伝い

## ②実親へのサポート

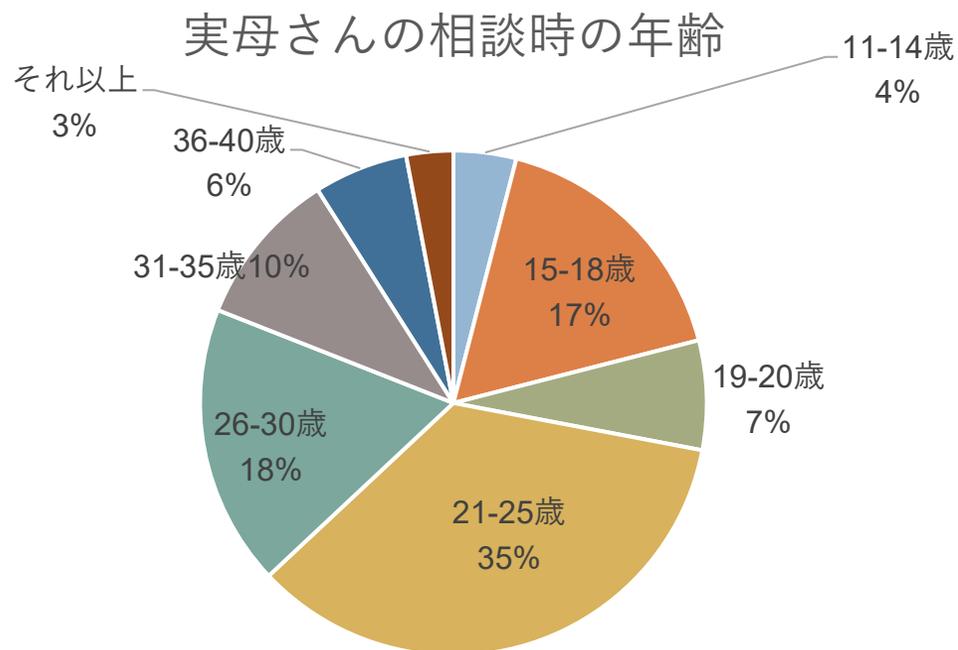
### 実親が養育できない事情



- ・多くの相談者が複数の事情を抱え、それらが複雑に絡み合っている
- 「経済的理由」
- 「多子」
- 「未婚」
- 「学生」
- 「障害や疾病がある」等

## ②実親へのサポート

### 実親の年齢層



■ 11-14歳 ■ 15-18歳 ■ 19-20歳 ■ 21-25歳  
■ 26-30歳 ■ 31-35歳 ■ 36-40歳 ■ それ以上

どのようにして、実親がBabyぽけっとにたどり着くのか？

- ・ 連携病院の駆け込みや紹介が多い。  
→ 紹介は、行政からの紹介が多い。  
(行政も金銭面的に民間団体に頼りたい。)
- ・ フリーダイヤルやメールなどでの直接の問い合わせも多い。  
→ YouTubeやAbemaの取材も、Babyぽけっと代表が断らずに発信を続けている。放送後、相談増える。

## ②実親へのサポート

### 産後の実親への配慮

#### 1. 成長アルバムの発送

- ・子どもの成長を見守ってもらうことで**実親に安心してもらう**
- ・アルバムを送ったからといって、「育てたい」「返して欲しい」と言ってきた方はいない。

#### 2. 再会

- ・希望があれば、縁組確定後のシンポジウムで**6歳ごろに一度だけ再会できる**  
(その後は、子どもの成長を見ながら、子どもと相談)
- ・実親の立ち直りのきっかけになる(再会の条件が立ち直っていること)

#### 3. プレゼントの受け取り

- ・3歳までは実親さんからの**誕生日プレゼントは可能**。
- ・養親、子どもへのお手紙を書くこともできる

## 6. 現地で学んだ「Babyぽけっと」の特徴

① スタッフの多くが特別養子縁組に関わる当事者

② 実親と養親の縁を切らず、継続的なつながりを大切にする姿勢

③ 明確なポリシーに基づいた活動

④ 独自の母子シェルター

## 【特徴①】 スタッフの多くが特別養子縁組の当事者

- フィールドワークで対応していただいた4名のスタッフ全員が、養親として子どもを迎えた経験をもつ当事者だった
- 当事者としての経験を踏まえて語られる言葉は非常に説得力があった
- 特に真実告知に関する話は、経験者だからこそ語れる重みがあった



当事者としての思いに根ざして行われている点は、当会ならではの大きな特徴

## 【特徴②】 実親・養親のつながりを大切にする姿勢

### (1) 養親家庭の交流機会

- ・ たんぽぽ会：養子同士の交流
- ・ すずらん会：養親家族同士の交流
- ・ 真実告知シンポジウム&懇親会：養親OBの真実告知の体験談の発表や基調講演を実施

### (2) 実親と子どもの交流機会

- ・ 成長アルバムの送付
- ・ 再会
- ・ プレゼントの受け取り

**★縁組成立後も養親同士、実親と子どもの継続的な交流を支援**

## 【特徴③】 明確なポリシーに基づいた活動

### 重要な3つの「ポリシー」

1. 真実告知を必ず行うこと
2. 養親家庭の交流会を重視すること
3. 実親への継続的な配慮を忘れないこと

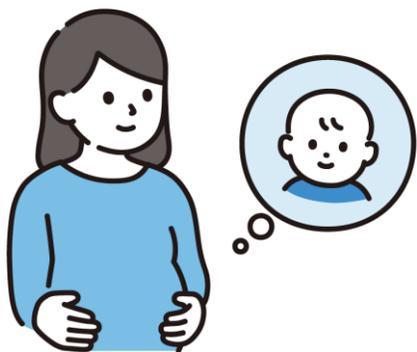


**★「子どもの最善の利益」を第一に考える姿勢こそが1番の強み**

## 【特徴④】独自の母子シェルター

- 産前産後の実親は**無料**で滞在可能
- 個室の寝室と共有のキッチン・リビング（画像参照）
- 食料品、マタニティ、消耗品などの支援物資
- 出産可能な協力病院まで車で10分と好立地
- 遠方の方でも入居を検討することが可能
- 住所は明かしていない

→実母のなかにはDV被害を受けている方もいるため



フィールドワークでは、  
滞在中の妊婦（実母）さん  
にお会いすることもできた



（画像1）外観



（画像2）共有のキッチン

## 【特徴④】 母子シェルター ～利用の理由～

経済的理由で出産が  
困難な場合

出産場所の確保が困  
難な場合

周囲に妊娠を知られ  
たくない事情がある  
場合

パートナーからのDV  
被害を受けている場  
合

など、地元で出産することができないさまざまなケース



**★独自のシェルターを保有していることで  
多様な背景を抱える実母さんが産前産後を安心して過ごすことができる環境が整備されて  
いる**

## 7. 受講生の意見・感想

2025年10月9日(木)、山口ゼミのフィールドワークとして「Babyぽけっと」に訪問させていただきました。本報告書は施設訪問後に出たゼミ生の感想をまとめたものである。ただし、ゼミ生の名前は個人情報保護の観点から全てイニシャルで記載する。

(T. Y) 私はこれまで、真実告知は子どもがある程度大人になってから行うものだと思っていた。しかし今回の学びを通して、むしろ幼いころから繰り返し子どもに伝えていくことが大切だと知った。実際に施設での取り組みや現場の方々の考えを聞くことで、授業や法律だけでは見えてこない現場の課題や配慮の必要性を実感した。今後も情報を鵜呑みにせず、多角的な視点から物事を捉える姿勢を大切にしていきたい。

(F. T) 全員が特別養子縁組経験者であったため、支援する側の話と子育ての体験談の双方を聞くことができたのは幸運であった。真実告知の話では、生みの親がいることを幼い頃から理解することは、その子の発育過程に必要であり、心の安定にもつながるということが特に印象的であった。子供の幸せを第一に考え積極的に活動されていると強く感じた。

(H. A) フィールドワークを通して、特別養子縁組が子どもの幸せを第一に考えた制度であることを実感した。実際に話を伺う中で、家族の在り方が多様になりつつある今だからこそこうした制度の意義が大きくなっていくように感じた。一方で、運営には多くの費用や人手が必要で、継続して活動を続ける難しさも知った。必要な活動だからこそ社会全体で支えることが大切だと考えた。

(K. M) Babyぽけっとスタッフの方々から養親としての体験を伺い、真実告知や親子の絆を深く学んだ。実親は子の幸せを願って養子に託し、試練を乗り越えながら、届くアルバムを胸に成長していくこと、養親は実親が叶えきれなかった想いを受け止め大切に育てることのお話を聞き、両者の間には紙の上だけでは測れない深い愛情と覚悟があることを学んだ。

(I. H) 事前勉強会の段階では、Babyぽけっとについて具体的なイメージを持つことができなかったが、実際に訪問し、養親でもある職員の方から当事者・支援者両方の視点で実体験を交えて説明していただいたことで理解が深まった。シェルターの見学も行い、入所している妊婦さんとお会いできたことは非常に貴重な経験だった。子どもの幸せを最優先に考え、それぞれの人生がより良い方向に進むよう真剣に向き合う姿勢に感銘を受けた。

(S. R) 今回Babyぽけっとを訪問するまでは、「特別養子縁組で迎えられる子どもたち」に対して、どこか距離を感じたり、少し特別なもののように捉えていた。しかし、お話を伺う中で、その思い込みは自然とほどけていった。養子となる子どもたちはさまざまな背景を持っているが、Babyぽけっとではその過去を大切に受け止めつつも、子どもたちが安心して過ごせる未来をつくることを何よりも大切にしている。その姿勢に感銘をうけた。

(H. K) Babyぽけっとのスタッフの方達が、養親として養子を迎えた当事者であることを初めて知った。特に真実告知に関する話が印象に残っている。勉強会の時点では、真実告知の必要性に疑問を抱いていたが、実例を聞いて親子関係のために不可欠だと認識が変わり、当事者から話を聞く重要性も改めて感じた。本活動を通じ、Babyぽけっとが子どもの幸せを最優先に活動していることを実感し、特別養子縁組への理解がより広まってほしいと強く思う。

(N. K) Babyぽけっとのスタッフの方々が養親経験者であったため、養親として行う子育ての難しさや、支援する側での困難の双方を聞くことができ、より養子縁組についての理解を深めることができた。特に真実告知は子供の発育過程に大きな影響を与えるため、先延ばしにしないことが大切ということが印象的だった。本活動では新しく得る学びばかりであったため、今後も情報を選び好みせず、多角的な視点を持つことを大切にしていきたいという気持ちが強くなった。

(M. R) 以前までは、特別養子縁組に対して具体的なイメージがわからず勝手な想像が先行していたが、Babyぽけっとの方達から具体的な話を聞いたことで理解を深めることができた。特に、実体験を交えたお話で真実告知の重要性を知れたことや、入所している妊婦さんとお話できたことは貴重な経験だった。今回の活動でBabyぽけっとの子供の幸せを最優先に考える姿勢を知り、継続のためにも社会全体の理解やサポートが必要だと考えた。

(N. T) 以前までは、教室の勉強を通して、養子縁組について学んでいたのですが、制度についてしか学ぶことが出来ていなかったが、実際にBabyぽけっとのシェルターに行き、直接話を聞いたことで、制度をもとに勉強していた自分たちが持つイメージと現場での状況が大きく違っていることに驚いた上に自分の勉強不足を感じた。

(M. M) 今回実際に訪れたことで、スタッフの方々が養親と実親の繋がりをなぜ大切にしているかという思いや、法務と実務のギャップの中で母親の身体を1番に考え動いていることなど、書面だけでは分からないことを知ることができた。また、スタッフの方々が養親であり、実際の生のお話などを聞くことができてとても良かった。

#### おわりに

総じて、「直接当事者の方からお話を聞き、理解を深めることが出来た」「特別養子縁組への理解がより深まってほしい」といった意見が多かった。こうして私たちに新しい学びと気づきを提供してくださった「Babyぽけっと」の方々には改めて深くお礼申し上げたい。また、ゼミ生一同、今回の経験をここで終わりにするのではなく、各々の研究や対外的に発信することを通して、得意別養子縁組への理解を広げることに貢献したい。



ありがとうございました

# 参考文献

- 法務省 「養子縁組について知ろう」 [養子縁組について知ろう <法務省>](#)
- こども家庭庁 『普通養子縁組と特別養子縁組について』  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f33696fb-1ccf-416e-9eff-0724df1bab11/dd15fe97/20230401\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_tokubetsu-youshi-engumi\\_01.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f33696fb-1ccf-416e-9eff-0724df1bab11/dd15fe97/20230401_policies_shakaiteki-yougo_tokubetsu-youshi-engumi_01.pdf)
- こども家庭庁 「特別養子縁組について」 [特別養子縁組制度について | こども家庭庁](#)
- 「特別養子縁組」の意味や使い方 わかりやすく解説 Weblio辞書 [「特別養子縁組」の意味や使い方 わかりやすく解説 Weblio辞書](#)
- [Cognitive recovery in socially deprived young children: the Bucharest Early Intervention Project - PubMed](#)
- 法務省 『特別養子縁組制度が利用しやすくなります』 [001317826.pdf](#)
- [山口亮子「特別養子適格確認事件において実父の同意が不要とされた事例」民事判例26（2023年）98頁](#)
- NP0法人 Babyぽけっと「思いがけない妊娠・出産でお悩みの方へ」<https://babypocket.net/real-parent/#shelter>
- 厚生労働省「子どものルーツと実親の関係」[里親手引-0227校了.indd](#)
- 公益社団法人家庭養護促進協会(2023)「真実告知ハンドブック改訂版」株式会社エピック
- 名古屋家庭裁判所令和3年2月26日審判 <https://go-westlawjapan-com.kwansei.remotexs.co/wl/jp/app/doc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&srguid=i0a89a2d70000019ae94dcaa2d7c11e02&spos=1&epos=1&page=0&countByColl=true&mdfilter=SearchResultLG&frmAirt=false#I413a00c061d611ee864a010000000000>